

# 旭川市自立支援教育訓練給付金のご案内

## 1 自立支援教育訓練給付金制度とは？

就職するために有効な資格取得のため、指定された教育訓練を受講したひとり親家庭の母または父に訓練給付金を支給します。

## 2 対象者

次のすべての要件を満たしていること

- ▷ ひとり親家庭の母または父であること
- ▷ 母子・父子自立支援員との事前相談により、適職に就くために必要であると認められること
- ▷ 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

## 3 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

(厚生労働省の「教育訓練給付制度検索システム」で検索できます)

## 4 支給額

- ▷ 対象講座の受講料の60%相当額  
一般又は特定教育訓練給付金指定講座【上限額 200,000 円】  
専門実践教育訓練給付金指定講座 【修業年数×40 万円＝最大 1,600,000 円】  
専門実践教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職した者については要件を満たす場合に限り追加支給有り
- ▷ 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定により一般・特定教育訓練給付金または専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方については、上記の額から雇用保険制度から支給される給付金の額を差し引いた額が支給されます。

※受講費用・支給金額が12,000円を超えない場合は支給されません

## 5 申請方法

給付金を受けるためには、対象講座へ申込みをする前に、子育て助成課窓口で講座指定申請を行う必要があります。



【お問い合わせ先】  
旭川市こども・女性・若者未来部子育て助成課  
住所：〒070-8525  
旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階  
電話：0166-25-9107

## 6 手続きについて

### 事前相談

『一般・特定講座』『専門実践講座』『専門実践講座：雇用保険制度の受給資格がある方』

指定申請

旭川市とハローワーク共に申請してください

講座指定：対象講座指定通知書が送付されてきます

講座受講

受講修了

受講修了(ハローワークから受講費用 50%相当額支給されます)

支給申請

講修了後 30 日以内に支給申請書等を提出する必要があります。

給付金支給

一般・特定・専門実践講座受講料の 60%相当額が支給されます。

資格取得・就職した場合

資格取得出来なかった場合

資格取得・就職した場合はハローワークより 20%追加支給されます。

資格取得出来なくハローワークから追加支給が受けられなかった場合は旭川市より 10%追加支給されます。

合計 60%相当額支給で終了です。

一般

雇用保険制度の受給資格者の場合  
ハローワークより 20%相当額支給  
旭川市より 40%相当額支給

特定一般

雇用保険制度の受給資格者の場合  
ハローワークより 40%相当額支給  
資格取得・就職の場合 10%追加支給  
旭川市より 10%相当額支給

資格取得・就職等が出来なかった場合は旭川市より 20%支給となります。

専門実践

旭川市より 60%相当額支給

専門実践受講者で受講修了し 1 年以内に受講講座の資格を取得・就職等をした場合のみ追加支給 25%が受けられます。

専門実践講座を修了し、資格取得・就職し訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して 1 年以内に 5%以上上昇した場合は受講費用の 10%に相当する額が追加支給され、プラス旭川市から 5%相当額が支給となります。  
対して、1 年以内に 5%上昇しなかった場合は、旭川市のみ 15%支給となります。

1 年以内に賃金が 5%上昇した場合ハローワークより 10%追加支給

1 年以内に賃金が上昇せずハローワークより不支給となった場合は旭川市のみ 15%追加支給

ハローワークから 10%追加支給された場合、旭川市より 5%プラス追加支給

雇用保険制度についてはハローワークにお問い合わせください

※支給額が 12,000 円を超えない場合は不支給となります。

一般教育訓練費用の最大 60%・特定一般教育訓練費用の最大 60%・専門実践教育訓練費用の最大 85%

詳しいことは、旭川市子育て助成課窓口まで、お問い合わせください。